

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

JULY 4TH 2018

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 6月製造業PMI指数 前月比▲0.4ポイントの51.5

【産 業】

- 交通運輸部 環境対策3ヵ年計画発表

【貿易・投資】

- 広東省・四川省・北京市 最低賃金の引き上げ発表

■ RMB REVIEW

- 米中通商摩擦を巡る続落リスクを警戒

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）」
- 「自由貿易試験区外商投資参入管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆6月製造業PMI指数 前月比▲0.4ポイントの51.5

国家統計局、中国物流購買連合会の6月30日の発表によると、6月の製造業PMI指数は51.5で前月比▲0.4ポイントとなったものの、23ヶ月連続で景況感の節目となる50を上回った。

項目別では、生産高指数が前月比▲0.5ポイントの53.6、輸入指数が同▲0.9ポイントの50.0、新規輸出受注指数が同▲1.4ポイントの49.8といずれも下落した。

統計局は、業種別では医薬製造、専用設備製造、通信設備製造が54.0を超える高水準にあり、製造業の景気拡大が続いているとの見方を示した。一方、物流購買連合会は輸出入関連指数の低下について、中米貿易摩擦の激化や国際貿易環境を巡る不透明感を受けたものと分析し、今後の動きに注意が必要とした。

また、5月の非製造業PMI指数は前月比+0.1ポイントの55.0と4ヶ月連続で改善した。うち、建築業は同+0.6ポイントの60.7と今年に入って最も高い数値で非製造業全体を牽引している。

なお、6月の総合PMI指数は、前月比▲0.2ポイントの54.4となった。総合PMI指数は、製造業PMIと非製造業PMIを加重平均して算出し、足元の経済全体の状況と周期的な変化をモニタリングするための指標である。

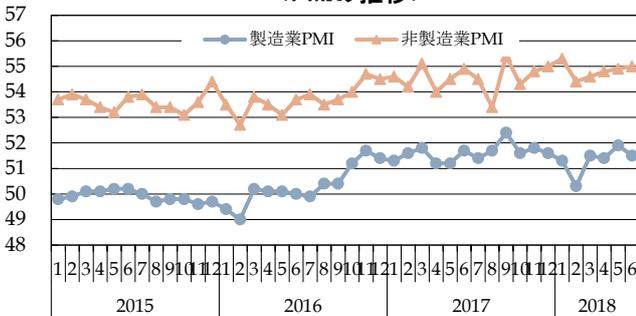
＜製造業PMI指数の主要項目の推移＞

		製造業 PMI 指数	生産高 指数	新規 受注 指数	新規輸出 受注指数	原材料 購買価格 指数	輸入 指数	雇用 指数	生産経営 活動期待 指数
2017年	1月	51.3	53.1	52.8	50.3	64.5	50.7	49.2	58.5
	2月	51.6	53.7	53.0	50.8	64.2	51.2	49.7	60.0
	3月	51.8	54.2	53.3	51.0	59.3	50.5	50.0	58.3
	4月	51.2	53.8	52.3	50.6	51.8	50.2	49.2	56.6
	5月	51.2	53.4	52.3	50.7	49.5	50.0	49.4	56.8
	6月	51.7	54.4	53.1	52.0	50.4	51.2	49.0	58.7
	7月	51.4	53.5	52.8	50.9	57.9	51.1	49.2	59.1
	8月	51.7	54.1	53.1	50.4	65.3	51.4	49.1	59.5
	9月	52.4	54.7	54.8	51.3	68.4	51.1	49.0	59.4
	10月	51.6	53.4	52.9	50.1	63.4	50.3	49.0	57.0
	11月	51.8	54.3	53.6	50.8	59.8	51.0	48.8	57.9
	12月	51.6	54.0	53.4	51.9	62.2	51.2	48.5	58.7
2018年	1月	51.3	53.5	52.6	49.5	59.7	50.4	48.3	56.8
	2月	50.3	50.7	51.0	49.0	53.4	49.8	48.1	58.2
	3月	51.5	53.1	53.3	51.3	53.4	51.3	49.1	58.7
	4月	51.4	53.1	52.9	50.7	53.0	50.2	49.0	58.4
	5月	51.9	54.1	53.8	51.2	56.7	50.9	49.1	58.7
	6月	51.5	53.6	53.2	49.8	57.7	50.0	49.0	57.9

(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

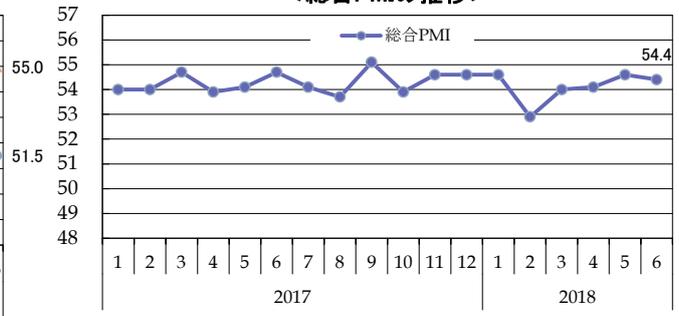
(注) 生産経営活動期待指数は2017年1月より統計方法が変更され、過去のデータが修正された。

＜PMIの推移＞



(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

＜総合PMIの推移＞



(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

【産業】

◆交通運輸部 環境対策3カ年計画発表

交通運輸部は6月25日の定例記者会見で、交通・運輸における環境対策の3カ年計画を発表した。党中央と国務院が6月16日に発布した環境保護への取り組み強化の指針となる「生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止攻略戦を断固として戦うことに関する意見」^(※)に呼応するもので、新エネルギー・クリーンエネルギーの応用による車両・船舶等の排出削減、道路輸送から水上・鉄道輸送への切り替え等輸送構造の見直しなどを挙げ、「交通強国」「美しい中国」の建設を目指すとしている。具体的には以下のような内容が盛り込まれている。

(※) 本誌今号の EXPERT VIEW の解説をご参照ください。

< 交通運輸部 環境対策3ヵ年計画の汚染防止措置概要 >

車両の汚染対策

- ・新エネルギー車の導入
 - 2020年末までに対策の重点地域に指定された直轄市、省都、計画単列市の公共バスのすべてを新エネ車に切り替え
 - 2020年末までに都市部の公共バス、タクシー、配送に新エネ車60万台を導入
- ・旧型車両の淘汰
 - 2020年末までに京津冀(北京市、天津市、河北省)と周辺地域の大型トラックで、中国の排出ガス規制の「国3」(国家第三段階自動車汚染物排出基準)以下の車両を100万台以上淘汰

船舶、港湾等の汚染対策・整備

- ・船舶へのクリーンエネルギーの応用
 - LNG動力船、電気動力船の建造、改造を推進
- ・港湾・水域の環境整備
 - 珠江デルタ、長江デルタ、京津冀水域を排出規制水域に指定
 - 2020年末までに長江、西江の本流、京杭運河の主要停泊地に陸電供給施設を設置

輸送構造の見直し

- ・中・長距離の道路貨物輸送の削減
 - 2018年末までに渤海沿岸、山東省沿岸、長江デルタ地域の主要港等での石炭輸送を水上または鉄道輸送に切り替え
- ・旅客輸送体制の再構築
 - 高速鉄道、都市間鉄道を中心として、航空・水上輸送とも接続した客運体制を整備し、輸送距離800km以上の道路旅客輸送路線を漸次減少
- ・輸送手段のイノベーション
 - 2020年までに鉄道・水上複合輸送、海上・河川直通輸送等を利用した複合輸送貨物量を2015年の2.5倍に増加

【貿易・投資】

◆広東省・四川省・北京市 最低賃金の引き上げ発表

< 3地域の最低賃金改定の概要 >

広東省、四川省、北京市政府はこのほど、最低賃金の引き上げを発表した。

広東省の深圳市は 2,130 元から 2,200 元へ、広州市は 1,895 元から 2,100 元へ引き上げ、四川省は 1,500 元から 1,780 元へ引き上げ、7月1日より実施した。

北京市は 2,000 元から 2,120 元へ引き上げ、9月1日より実施する。

深圳市と北京市は約 1 年ぶりの改定に対し、深圳市を除く広東省と四川省は約 3 年ぶりの改定となった。

なお、今回の改訂後、最低賃金の最も高い地域は上海市の 2,420 元で、第 2 位は深圳市の 2,200 元、第 3 位は北京市の 2,120 元となった。

(※)各地域の最低賃金については、下記リンクをご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/318070401.pdf>

地域	改定前	改定後	引き上げ幅
広東省	深圳市 2,130元 (2017年6月実施)	2,200 (2018年7月実施)	3.3%
	広州市 1,895元 (2015年5月実施)	2,100元 (2018年7月実施)	10.8%
	珠海市 1,650元 (2015年5月実施)	1,720元 (2018年7月実施)	4.2%
	東莞市 1,510元 (2015年5月実施)	1,720元 (2018年7月実施)	13.9%
四川省	1,500元 (2015年7月実施)	1,780元 (2018年7月実施)	18.7%
北京市	2,000元 (2017年9月実施)	2,120元 (2018年9月実施)	6.0%

(出所)各地方政府の発表を基に作成

(注)引き上げ幅は弊行計算ベース

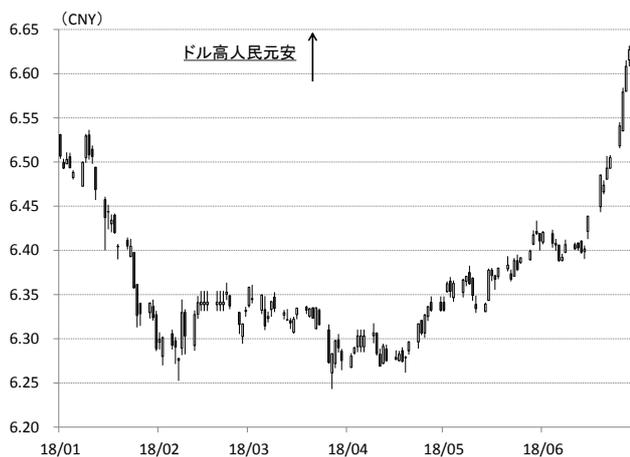
RMB REVIEW

◆米中通商摩擦を巡る続落リスクを警戒

・6月のレビュー

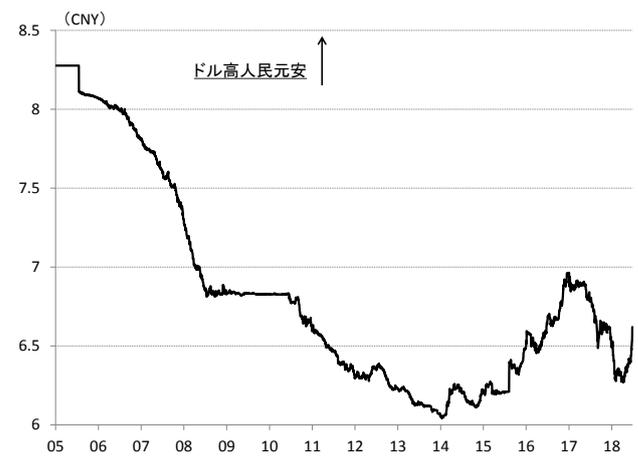
オンショア人民元(以下、人民元)の対ドル相場は、月初 6.4097 で寄り付いた。6月 2、3 日の第 3 回米中閣僚級通商交渉後も依然として米中通商問題に進展がみられない中、ドルがやや頭打ち感を強めたこともあり、月前半の人民元は対ドルで強含み、7 日に月間高値 6.3862 をつけた。月半ばにかけては、12 日の米朝首脳会談、13 日の FOMC の結果公表、14 日の中国の 5 月分主要経済指標の公表、同日欧州時間の ECB 理事会など主要イベントが目白押しとなったが、人民元相場の反応は比較的限られ、対ドルで 6.4 を挟んだ保ち合いで推移した。もともと、米政府が 15 日米国時間に中国からの輸出品 500 億ドル相当への制裁関税賦課を正式決定すると、米中通商摩擦の激化が嫌気され、人民元は一転急落した。翌週 18 日には、米政府が中国の対抗措置に対しては、さらに追加で 2,000 億ドル相当の中国からの輸出品に 10% の追加制裁関税賦課を検討すると表明すると、人民元の下落が加速。24 日には中国人民銀行が今年 4 月に続いて一部銀行に対する預金準備率の引き下げを発表した。中国景気の減速懸念が改めて意識される中、人民元は 29 日に月間安値となる 6.6400 をつけ、年初の寄り付きも超えて大幅な元安を記録した。本稿執筆時点でも、6.63 台で推移している(第 1、2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場(2018 年 1 月 1 日～6 月 29 日)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) 6 月 29 日午後 12 時 30 分時点

第 2 図：人民元対ドル相場(2005 年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・人民元名目実効レートは、貿易戦争のリスク現実化で急落

6 月の人民元対ドル相場は、4 月下旬からのドル高人民元安の流れが月前半にかけて一旦一服していたが、月後半以降は大幅な人民元安が進んだ。15 日から 28 日までの 10 営業日で(但しうち 1 日は祝日)実に約 3.5% の下落となった。対ドル月間下落率(変動率)も約 3.45% (29 日東京午後 12 時 30 分時点)と 2005 年 7 月の管理フロート移行以来最大となり、歴史的とも言える相場展開となった。この間ドルは、名目実効レートベースで 4 月下旬からの上昇に頭打ち感が出つつあった一方(第 4 図)、人民元名目実効レートは、月前半までのもみ合いの後、月後半は急落しており(第 3 図)、今月の人民元の対ドルでの急落は人民元サイドの要因によるものであった。そもそも対米貿易黒字削減のため、中国当局が人民元高を受け入れざるを得ないのではないかと一部の市場の見方などから、人民元名目実効レートは、年初以降米国による対中通商圧力が高まる局面では強含んで推移して来た。しかし、今月 15 日に米政府が中国からの輸出品 500 億ドルに対する制裁関税賦課を正式に決定すると、市場は貿易戦争のリスクがついに現実のものとなりつつあると捉え、中国経済への悪影響の懸念から、人民元名目実効レートは通商圧力に対して下落で反応し始めた。折しも、今月発表された中国の 5 月分主要

経済指標が市場予想よりも減速感を示すものであったことが改めて意識され、人民元相場の下落に拍車がかかる形となった。依然として米中通商摩擦問題の着地点が見え難いことから、市場参加者の不安感も解消され難く、当面は人民元の下落リスクが熾り易い。

第3図：人民元名目実効レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

第4図：ドル名目実効レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・人民元名目実効レートは比較的高い水準にあることから、一定の下落は景気支援にもなり当局も容認しよう

予てから指摘の通り、中国人民銀行は、2016年頃より人民元相場の名目実効レートベースでの緩やかな安定を志向して来た。実際に中国人民銀行が公表している人民元名目実効レートは、2016年半ば以降一定のレンジで安定推移し始めていたことから、当方は中国人民銀行が人民元名目実効レートの当該レンジ内での推移を望ましいと考えていると推測して来た。しかし、年初から米国との通商摩擦が高まる中で人民元名目実効レートは上昇し、このレンジを上抜けていた(第3図)。中国当局は、かつてのような大規模介入により上昇を制御してはいないものの、人民元取引に関する一部規制の緩和により、市場参加者の期待や需給に働きかけることなどを通して事実上緩やかに人民元高を抑制して来た。当方はこうした中国当局の動きが次第に効果を発揮し、最終的に人民元名目実効レートは上述のレンジへ向けて緩やかに反落すると予想していたが、結果的には通商摩擦の激化に大きく反応して急落する形となった。人民元安が加速度的に進む事態となれば、市場の期待を不安定化し兼ねないことから当局は警戒を強めようが、人民元名目実効レート的水準自体は、年初からの上昇で比較的高い水準にあり、緩やかな下落であれば、景気への支援となることから当面当局は市場の動きを容認しよう。

・米中通商摩擦は、その行方がより深刻に警戒される事態となって来た

6月2、3日の第3回米中閣僚級通商交渉は、ロス米商務長官が北京を訪問して実施されたが、目立った進展は無かった模様だ。ウォールストリート・ジャーナル紙の報道によれば、中国が700億ドルの農産物やエネルギーの輸入増加を示して妥結を図ったが不調に終わったようだ。15日には米政府が5月29日の声明内容(第5図)に従って、知的財産権侵害などへの対抗措置として、中国からの輸入品500億ドル相当に25%の制裁関税を賦課することを正式に決定。うち340億ドルについては、7月6日より適用を開始する。残りの160億ドルについては、民間などにさらに意見聴取の上で実行するとされているが期限は定められていない。こうしたことから、米政府は依然として中国との妥結の余地を探っており、7月6日の第一弾の適用開始日までにも何か交渉が進展するのではないかと期待も一部にはある。もっとも、中国が15日の決定に対して直ちに同規模の報復措置を決定すると、18日にトランプ大統領は追加で2,000億ドル相当の中国からの輸入品に10%の制裁関税賦課を準備するように米通商代表部(USTR)に指示した。また、トランプ大統領は、もし中国がこの措置に対して新たな対抗措置を講ず

れば、米国はさらに 2,000 億ドル分の中国からの輸入品に対して追加制裁関税を課す用意があると述べた。29 日には、中国によるものを念頭に置いた外国からの米国への投資に対する制限に関する措置が正式に決定される見込みである。両者の溝は容易に埋め難く、7月6日の米国による第一弾の措置は予定通り実行され、それにより中国による対抗措置も実行されるとみられ、米中通商問題の行方はより深刻に懸念される事態となって来た。

第5図: 5月29日発表の米政府による対中制裁措置の概要

- ・重要技術分野における中国による米国への投資や、米国から中国への輸出への規制について、2018年6月30日までに規制案を公表し、その後速やかに施行する。
- ・米国は、中国の差別的な知的財産権に関する慣行が、同権利にかかる貿易関連事項の合意に違反していることについてWTOへ既に提訴しており、その進捗を注視する。
- ・通商法301条に基づき、重要技術分野や「中国製造2025」関連の製品を含む、中国からの輸入品500億ドル相当に25%の関税を賦課する件について、対象商品の最終決定を2018年6月15日までに実施し、その後速やかに実行する。
- ・その他、米国は、自国の技術や知的財産権を引き続き保護し、対価を伴わないこれらの中国への譲渡を停止する一方、中国市場へのアクセスを強化する。また米国は、中国に対して公平な貿易取引を阻害する全ての貿易障壁の撤廃を要求する。

(資料) White House より、三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチで作成

・5月分経済指標は一部が比較的大きく減速

今月発表された中国の5月分主要経済指標は、製造業/非製造業 PMI や輸出入の前年比伸び率が引き続き底堅く推移したものの、固定資産投資や社会消費財小売総額の前年比伸び率がそれぞれ比較的大きく落ち込んだ(第1表)。特に固定資産投資は、牽引役の1つであったインフラ投資の伸びが一服していることも影響し、4月分の+7.0%から+6.1%へと比較的大きく減速した。折しも米中通商摩擦がエスカレートする方向にあり、この先外需を中心に景気への下押し要因となる可能性も浮上して来た。このため中国当局は、これまで金融リスク削減の観点から過剰債務の削減を重視するスタンスにあったが、景気にも配慮する方向へ政策の軸足をシフトしつつある。実際、2017年以降、中国人民銀行はFRBの利上げに合わせて主要金融調節手段の1つであるリバースレポ金利を5~10bp程度小幅に引き上げて来たが、今月のFRBによる利上げに際してはこれを見送った(第6図)。また、24日には一部銀行に対する預金準備率を7月5日付で0.5%引き下げると発表した(第7図)。中国人民銀行は、今回の引き下げで銀行システムへ7,000億元の資金が放出されるとし、このうち5,000億元は17の大規模行による不良債権の株式転換への支援に使用されるとした。残り2,000億元は商業銀行や小規模の貸し手により中小企業などへの貸出支援に使用されるとしている。こうした措置などを通して、景気的大幅な悪化は回避されようが、実際に指標などデータで確認されるまで目先市場の懸念は熾りそうだ。

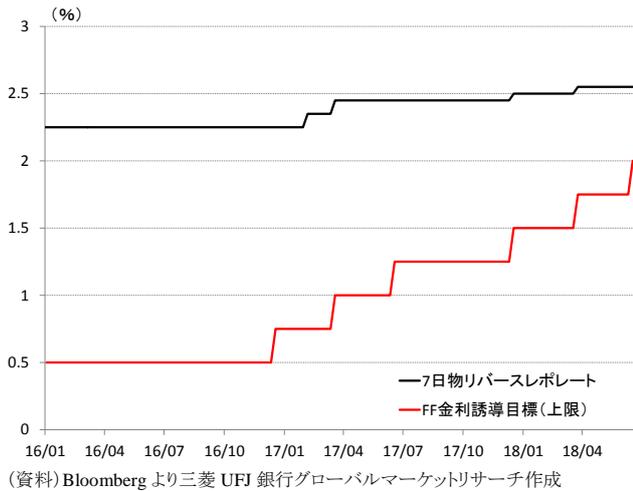
第1表：中国の主要経済指標推移

	2017年				2018年				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
実質GDP成長率(前年比:%)	6.8	6.8			6.8			-	
社会消費財小売総額(前年比:%)	10.3	10.0	10.2	9.4	-	-	10.1	9.4	8.5
固定資産投資(年初来、前年比:%)	7.5	7.3	7.2	7.2	-	7.9	7.5	7.0	6.1
工業生産(前年比:%)	6.6	6.2	6.1	6.2	-	-	6.0	7.0	6.8
製造業PMI(インデックス)	52.4	51.6	51.8	51.6	51.3	50.3	51.5	51.4	51.9
非製造業PMI(インデックス)	55.4	54.3	54.8	55.0	55.3	54.4	54.6	54.8	54.9
輸出(前年比:%)	7.9	6.2	11.5	10.8	24.0		▲ 2.8	12.6	12.6
輸入(前年比:%)	19.1	17.2	17.7	4.6	21.6		14.4	21.5	26.0
消費者物価(前年比:%)	1.6	1.9	1.7	1.8	1.5	2.9	2.1	1.8	1.8

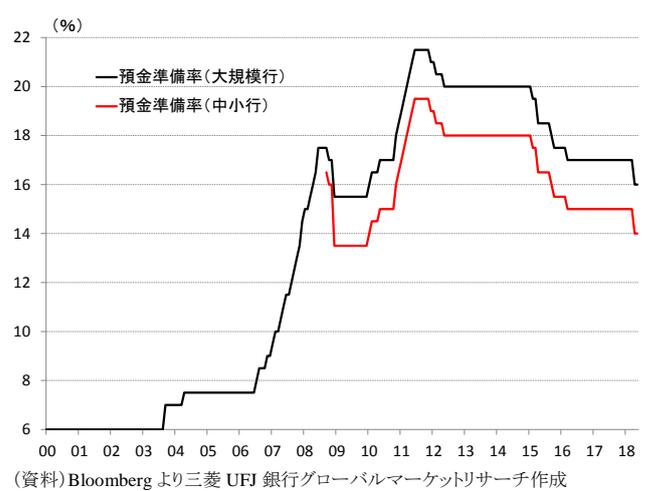
(資料) 中国国家统计局、Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(注) 青色の部分は前月から伸び率が低下した項目

第6図：中国7日物リバース・レポレートとFF金利



第7図：中国の銀行に対する預金準備率推移(6/29時点)



7月の人民元相場は引き続き対ドルで下値リスクを警戒

人民元相場をみる上では、引き続き米中通商摩擦の行方が最大の焦点となる。現状、問題や影響がどこまで拡大するか市場も緊張感を持ってみている状況だ。米政府が検討している追加で2,000億ドルの中国からの輸入品に対する制裁関税賦課が実施される事態にまで至れば、人民元相場はさらに下落圧力にさらされる可能性があり、当面人民元は名目実効レートベースでの下値リスクが熾ろう。万一相場の下振れが大きくなった場合には当局の対応も焦点となって来る。経済指標も、5月分がやや大きく減速していた固定資産投資や社会消費財小売総額などについて、6月分でさらに伸びが減速となるのかどうかも注目されよう。ドルは4月から始まった上昇ピッチに次第に頭打ち感が強まって来るとみているが、人民元(名目実効レート)サイドの要因を主因に、7月の人民元対ドル相場は、もう一段の下値リスクを警戒しておく必要がある。予想レンジは、今回の急落による水準の変動を反映させ、来年に向けて下方修正している。

予想レンジ

	7月～9月	10月～12月	(19年)1月～3月	4月～6月
USD/CNY	6.50～6.80	6.55～6.85	6.60～6.85	6.70～6.95
CNY/JPY	15.5～17.2	15.2～16.8	14.9～16.5	14.6～16.2

(6月29日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2018.06.25	6.5200	6.5155～ 6.5433	6.5240	0.0276	5.9758	0.0763	0.83372	0.0062	7.6216	0.0415	3.5400	2995.15	-31.66
2018.06.26	6.5315	6.5315～ 6.5773	6.5560	0.0320	5.9844	0.0086	0.83784	0.0041	7.6613	0.0397	2.8100	2979.28	-15.88
2018.06.27	6.5717	6.5717～ 6.6171	6.5950	0.0390	6.0085	0.0241	0.84149	0.0036	7.6875	0.0262	4.0000	2945.91	-33.37
2018.06.28	6.6177	6.6085～ 6.6325	6.6250	0.0300	6.0089	0.0004	0.84428	0.0028	7.6568	-0.0307	3.2000	2917.66	-28.25
2018.06.29	6.6341	6.6058～ 6.6441	6.6164	-0.0086	5.9803	-0.0286	0.84319	-0.0011	7.7184	0.0616	2.9000	2982.93	65.27

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2018 年 6 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。

[政策]

【環境政策】

○「中共中央、国務院の生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止攻略戦を断固として戦うことに関する意見」(2018 年 6 月 16 日発布・実施)

地方の党組織と政府機関に対し、環境保護への取り組みを強化することを改めて指示したもの。

■環境汚染の改善目標は、第 13 次 5 ヵ年計画 (2016～2020 年) であげられる指標 (例えば、2020 年の PM2.5 濃度は 2015 年比で 18% 以上減少させる、同じく地表水の水質がⅢ類以上の地域を 70% 以上とするなど) と同じだが、新たに以下の取り組みを行うよう求めていることが注目される。

- ・ 国家級の新区、工業園区、高技術開発区等で集中取り締まりを実施し、期限内に基準に達するよう改造を求める。
- ・ 都市部、重点流域の重大汚染企業と危険化学品企業の移転・改造を加速する (2018 年末までに都市政府が専門計画を制定、公開する)。
- ・ 鉄鋼業等の重点業種の遅れた生産能力の淘汰を進めるため、汚染物質排出基準を引き上げる。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/2018-06/24/content_5300953.htm

【外資政策】

○「国務院の外資を積極的有効に利用し、経済の質の高度化発展を推進する若干の措置に関する通知」(国発[2018]19 号、2018 年 6 月 10 日発布・実施)

今年 4 月にボアオ・アジアフォーラムで、習近平国家主席が対外開放の拡大について語った内容のうち、外資導入方針について具体的な措置として発布したもの。

■この通知であげられている外資導入措置は全 23 項目。このうち注目される措置は、以下の通り。

- ・ 2018 年 7 月 1 日の前に全国と自由貿易試験区の外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) 修正版を発表する。
- ・ 外資金融機構の設立制限を緩和し、中国での業務範囲を拡大する。地方政府債券の引き受け業務への参加を支援する。
- ・ 交通・運輸、商業・貿易・物流、専門サービス等の分野での外資参入制限を取り消すか、緩和する。自由貿易試験区内での通信、文化、観光等の分野の対外開放を拡大する。
- ・ 種子業等の農業分野、石炭・非金属等の採掘業分野、自動車・船舶・航空機等の製造業分野の外資参入制限を取り消すか、緩和する。
- ・ 外商投資ネガティブリスト内の項目について、総投資額で 10 億米ドル未満の外商投資企業の設立と変更は、省政府が審査・許可及び管理を行う。
- ・ 外商投資ネガティブリスト以外の項目について、外商投資企業の商務届出と工商登記を一体的に処理する。
- ・ 外商投資企業の資金プーリング管理を簡素化し、銀行に電子証憑の審査による外資の集中受け払い、ロールオーバー決済業務を許可する。多国籍企業の外貨集中運営管理試行の届出条件を緩和する。多国籍企業のグループ内の国境を越えた双方向の人民元資金プーリング業務を支援する。

<p>【税】</p> <p>○「財政部等の企業の国外への研究開発委託費用の税前追加控除の関係政策問題に関する通知」(財税[2018]64号、2018年6月25日発布、同年1月1日実施)</p> <p>[規則]</p> <p>【加工貿易】</p> <p>○「企業を単位とする加工貿易監督管理改革の全面普及について」(税関総署公告 2018 年第 59 号、2018 年 6 月 21 日公布・施行)</p> <p>●「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(国家發展改革委員会・商務部令 2018 年第 18 号、2018 年 6 月 28 日公布、7 月 28 日施行)</p> <p>●「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(国家發展改革委員会・商務部令 2018 年第 19 号、2018 年 6 月 30 日公布、同年 7 月 30 日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中国で就業する外国人材が基本公共サービスを受用することを保証する政策を研究する。国が支援する中国で登録された企業が緊急に必要なとする外国人材の就業許可サービスに更に利便を提供する。 海南自由貿易港の建設に外国企業が参加することを支援する。 製造企業が工場建物の階層増築、工場区域の改造、土地の整理及び生産・貯蔵場所の拡張をする場合、土地使用費の追加徴収をしない。 一定の業務任務の達成を期限とする労働契約、短期固定期間労働契約の締結を通じて企業の需要に柔軟に応える。労働時間総合計算労働制と不提示労働制の審査時間を短縮する。 特許法など法律・法規の改正により、知的財産権侵害の賠償額上限を大幅に引き上げる。 <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-06/15/content_5298972.htm</p> <p>企業が国外に研究開発を委託した場合の費用の税前控除を認めるもの。実際に発生した委託費用の 80%を控除し、更に国内での研究開発費用の 3 分の 2 以下の部分について追加控除することができる。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3544428/content.html</p> <p>加工貿易管理方式の改革。従来の加工貿易契約毎に電子手帳で管理する方式から、企業の全ての加工貿易契約を電子帳簿で管理する方式に変更するもので、昨年 8 月から一部地区で試行が始まり、今年 3 月には試行地区が拡大され、今月から全国での実施となった。具体的な措置については、本誌 2017 年 8 月 2 日号の EXPERT VIEWの解説をご参照。</p> <p>■原文は、税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1898071/index.html</p> <p>「外商投資産業指導目録(2017年改訂)」のネガティブリスト(制限産業と禁止産業)を分離、改訂したもの。詳細は、下記の解説をご参照。</p> <p>自由貿易試験区の外商投資ネガティブリストを改訂したもの。詳細は、下記の解説をご参照。</p>
---	--

<p>○『外商投資企業設立及び変更届出管理暫定施行弁法』改正に関する決定(商務部令2018年第6号、2018年6月29日公布、同年6月30日施行)</p>	<p>「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定施行弁法」の改正。 6月30日から外商投資企業の設立での商務部門の届出手続きと工商部門の登記手続きを一体で行うようになったことに伴うもの。 ■この弁法は、上記の外商投資ネガティブリストに該当しない分野で外商投資企業を設立・変更する場合に適用される。旧弁法では、外商投資企業を設立するとき、合併・買収、吸収合併などにより非外商投資企業から外商投資企業に転換するときに、営業許可証の交付前または交付後30日以内に届出手続きを行うとされていたが、新弁法では、工商・市場監督管理部門で変更登記を行う際に合わせて届出手続きを行うとされた。 ■届出手続きは、これまで商務部の全国統一プラットフォームを通じてオンラインで商務部門に届出情報を送信していたが、今後は省级政府関係部門の共有プラットフォームかデータインターフェイスを通じて1回で工商・市場監督管理部門と商務部門の両方に情報を送信する方式に変わる。詳細については、各地方の工商行政管理局(市場監督管理局)のウェブサイトなどで確認されたい。 ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201806/20180602761078.shtml</p>
---	--

● 全国と自由貿易試験区の外商投資ネガティブリストが改訂される

6月末に全国と自由貿易試験区の「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(以下、ネガティブリストという)が相次いで改訂、公布された。いずれも昨年7月以来1年ぶりの改訂で、全国のネガティブリストは1995年の制定から8回目、自由貿易試験区のネガティブリストは2015年の制定から2回目の改訂である。これらのネガティブリストに記載される制限項目に投資する場合には、従来通り、発展改革部門のプロジェクト内容についての審査・認可と商務部門の企業設立または変更についての審査・認可を受け、その後に登記または変更登記を行うという手続きをとる(禁止項目への投資はできない)。

それぞれの概要は、以下の通り。

1. 全国版ネガティブリスト

自由貿易試験区以外の地区に適用されるネガティブリストは、2017年版までは「外商投資産業指導目録」の制限産業と禁止産業とされていたが、今回から単独のリストとなり、業種・分野毎に制限項目と禁止項目が併記された。制限・禁止項目は、2017年版では63項目だったが、2018年版では48項目に削減された(下記の参考訳をご参照)。

外商投資ネガティブリスト(2018年)

(参考訳)

番号	分野	特別管理措置
1. 農・林・牧・漁業		
(1)	種子業	<p>1. 小麦、トウモロコシの新品種の選別育成及び種子の生産は中国側がマジョリティをとる。</p> <p>2. 中国の稀少かつ特有な貴重・優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連の繁殖材料の生産(栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む)への投資を禁止する。</p>

MUFG BK CHINA WEEKLY (July 4th 2018)

		3. 農作物、種畜・種禽、水産雑魚の遺伝子組み換え品種の選別育成及びその遺伝子組み換え種子(種苗)の生産への投資を禁止する。
(2)	漁業	4. 中国の所管海域及び内陸水域での水産物漁獲への投資を禁止する。
2. 採掘業		
(3)	石油・天然ガス採掘業	5. 石油、天然ガス(コールドベッドメタンを含み、オイルシェール、オイルサンド、シェールガスなどは除く)の探査、開発は合弁・合作に限る。
(4)	非鉄金属鉱と非鉄金属鉱の採掘・選別及び採掘補助活動	6. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、蛍石の探査、採掘への投資を禁止する。 7. 希土類の探査、採掘及び選鉱への投資を禁止する。 8. 放射性鉱産物の探査、採掘及び選鉱への投資を禁止する。
3. 製造業		
(5)	印刷業	9. 出版物の印刷は中国側がマジョリティをとる。
(6)	核燃料及び核放射線加工業	10. 放射性鉱産物の精錬・加工、核燃料生産への投資を禁止する。
(7)	漢方薬煎じ薬加工及び漢方製剤生産	11. 漢方薬煎じ薬の蒸す、炒る、炙る、焼くなど調整技術の応用及び製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
(8)	自動車製造業	12. 専用車、新エネルギー車を除き、自動車完成車製造の中国側持分比率は50%を下回らず、同一の外国企業は国内に2社までの同種類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。(2020年に商用車製造の外資持分比率制限を取り消す。2022年に乗用車製造の外資持分比率制限及び同一の外国企業が国内で2社までの同種類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することについての制限を取り消す。)
(9)	通信設備製造	13. 衛星テレビ・ラジオの地上受信施設及び主要部品の生産(注:中文の直訳、「への投資を制限する」が省略か?)。
(10)	その他の製造業	14. 宣紙、書道用墨の生産への投資を禁止する。
4. 電力、熱、ガス、水の生産及び供給業		
(11)	原子力発電	15. 原子力発電所の建設・経営は中国側がマジョリティをとる。
(12)	パイプライン施設	16. 市街地人口が50万人以上の都市のガス、熱及び給排水パイプラインの建設・経営は中国側がマジョリティをとる。
5. 卸売及び小売業		
(13)	タバコ製品	17. 葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコ及びその他タバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
6. 交通運輸、貯蔵及び郵政業		
(14)	水上運輸業	18. 国内水上運輸会社は中国側がマジョリティをとる。 19. 国内船舶代理会社は中国側がマジョリティをとる。
(15)	航空旅客運輸	20. 公共航空運輸会社は中国側がマジョリティをとり、かつ1つの外国企業及び関連企業の投資比率は25%を超えず、法定代表者は中国籍公民が担当する。
(16)	汎用航空サービス	21. 汎用航空会社の法定代表者は中国籍公民が担当し、農・林・漁業の汎用航空会社は合弁に限り、その他の汎用航空会社は中国側マジョリティに限る。
(17)	空港及び空中交通管理	22. 民間用空港の建設・経営は中国側が相対的マジョリティをとる。 23. 空中交通管制への投資を禁止する。
(18)	郵政業	24. 郵政会社、郵便物の国内宅配業務への投資を禁止する。
7. 情報伝達、ソフトウェア及び情報技術サービス業		
(19)	通信	25. 通信会社:中国が世界貿易機関加盟時に開放を承諾した通信業務、付加価値通信業務の外資持分比率は50%を超えず(電子商取引を除く)、基礎通信業務は中国側がマジョリティをとる。

MUFG BK CHINA WEEKLY (July 4th 2018)

(20)	インターネット及び関連サービス	26. インターネット・ニュース情報サービス、インターネット出版サービス、インターネット番組視聴サービス、インターネット文化経営(音楽を除く)、インターネット公衆情報サービスへの投資を禁止する。(上記サービスのうち、中国が世界貿易機関加盟時に開放を承諾した内容を除く。)
8. 金融業		
(21)	資本市場サービス	27. 証券会社の外資持分比率は 51%を超えず、証券投資基金管理会社の外資持分比率は 51%を超えない。(2021 年に外資持分比率制限を取り消す。) 28. 先物会社の外資持分比率は 51%を超えない。(2021 年に外資持分比率制限を取り消す。)
(22)	保険業	29. 生命保険会社の外資持分比率は 51%を超えない。(2021 年に外資持分比率制限を取り消す。)
9. リース及び商務サービス業		
(23)	法律サービス	30. 中国の法律事務(中国の法律環境に影響のある情報提供を除く)への投資を禁止し、国内の弁護士事務所のパートナーになってはならない。
(24)	コンサルティング及び調査	31. 市場調査は合弁・合作に限り、そのうちラジオ聴取・テレビ視聴調査は中国側がマジョリティをとる。 32. 社会調査への投資を禁止する。
10. 科学研究及び技術サービス業		
(25)	研究及び試験開発	33. 人体の幹細胞、遺伝子の診断と治療技術の開発・応用への投資を禁止する。 34. 人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
(26)	専門技術サービス業	35. 土地測量、海洋測量製図、航空撮影測量製図、地上移動測量、行政区境界線測量製図、地形図、世界行政区域地図、全国行政区域地図、省級以下の行政区域地図、全国版教育用地図、地方版教育用地図、実像3D 地図及びナビゲーション電子地図の作成、地域地質調査図、鉱産地質・地球物理・地球科学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシングなどの調査への投資を禁止する。
11. 水利、環境及び公共施設管理業		
(27)	野生動植物保護	36. 国が保護する中国原産の野生動植物資源の開発への投資を禁止する。
12. 教育		
(28)	教育	37. 学齢前、普通高校及び高等教育機関は中外合作学校の設立に限り、中国側主導とする。(校長または主要行政責任者は中国国籍を持ち、理事会・董事会または共同管理委員会の中国側構成員は 1/2 より少なくないこと。) 38. 義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
13. 衛生及び社会活動		
(29)	衛生	39. 医療機関は合弁・合作に限る。
14. 文化、体育及び娯楽業		
(30)	新聞・出版	40. 新聞機関(通信社を含むが、これに限らない)への投資を禁止する。 41. 図書、新聞、定期刊行物、音響・映像製品及び電子出版物の編集・出版・制作業務への投資を禁止する。
(31)	ラジオ・テレビ放送、通信、制作、経営	42. 各級ラジオ局(ステーション)、テレビ局(ステーション)、ラジオ・テレビチャンネル(周波数)、テレビ放送ネットワーク(放送局、中継局、放送衛星、衛星中継ステーション、マイクロウェーブステーション、観測局、テレビ有線放送ネットワークなど)への投資を禁止し、ラジオ・テレビ番組オンデマンドサービス業務及び衛星テレビ放送地上受信設備据え付けサービスを禁止する。

		43. ラジオ・テレビ番組制作・経営(買い付け業務を含む)会社への投資を禁止する。
(32)	映画制作、配給、放映	44. 映画館の建設は中国側がマジョリティをとる。 45. 映画制作会社、配給会社、ロードショー上映会社及び映画の買い付け業務への投資を禁止する。
(33)	文化財保護	46. 文化財・美術品を競売するオークション会社、骨董品店及び国有文化財博物館への投資を禁止する。
(34)	文化・娯楽	47. 公演仲介機関は中国側がマジョリティをとる。 48. 文芸・舞台芸術団体への投資を禁止する。

なお、2017年版のネガティブリストから除外された主な項目は、以下の通り。

- ・小麦とトウモロコシを除く農産物の新品種の選別育成及び種子の生産(中国側マジョリティ)
- ・特殊・希少な石炭類の探査・採掘(中国側マジョリティ)
- ・石墨の探査・採掘(外資参入制限)
- ・希土類の精錬・分離(合弁・合作に限る)、タングステンの精錬(外資参入制限)
- ・船舶(ブロックを含む)の設計・製造及び修理(中国側マジョリティ)
- ・幹線・支線を飛行する航空機の設計・製造及び修理、3トン級以上のヘリコプターの設計・製造、地面効果翼機の製造、無人機・ドローンの設計・製造(中国側マジョリティ)
- ・汎用航空機の設計・製造及び修理(合弁・合作に限る)
- ・電力網の建設・経営(中国側マジョリティ)
- ・鉄道幹線網の建設・経営(中国側マジョリティ)
- ・鉄道旅客運輸会社(中国側マジョリティ)
- ・国際海上運輸会社(合弁・合作に限る)
- ・国際船舶代理(中国側マジョリティ)
- ・もみ米、小麦、トウモロコシの買い付け・卸売(外資参入制限)
- ・同一の外国投資者による30軒を超える複数サプライヤーの異なる種類・ブランドのチェーン・ガソリンスタンドの建設・経営(中国側マジョリティ)
- ・中資銀行への出資(外資単体での外資持分比率20%以下、外資合計持分比率25%以下)
- ・測量会社(中国側マジョリティ)
- ・外商投資インターネット・オンラインサービス営業場所(禁止)

また、自動車製造、証券会社・証券投資基金管理会社、先物会社、生命保険会社については、引き続きネガティブリストに記載されているが、外資比率制限の緩和・撤廃などの時期も合わせて明記されている。

そのほか、このネガティブリストについての政府の説明によれば、以下の点に注意を要する。

- ・外資持分比率の制限のある分野については、外商投資パートナーシップ企業を設立することはできない。
- ・このネガティブリストに記載されていない分野(文化、金融など)での行政審査・許可、資格要件、国家安全審査などは、現行の規定に従う。
- ・香港・マカオ・台湾、その他の国家・地域との自由貿易協定などでこのネガティブリストの条件よりも優遇される場合、その取り決めに従う。

2. 自由貿易試験区のネガティブリスト

自由貿易試験区のネガティブリストに記載される項目は、2017年版では95項目あったが、45項目に削減された。これらの項目の大部分は、上記の全国版ネガティブリストの項目と同じである。(ただし、同じ項目でも制限の内容や条件についての補足的な説明が記載されている。)

全国版ネガティブリストに記載されている項目で、自由貿易試験区のネガティブリストにないか、条件が緩やかな項目は、以下の4項目である。

<全国版ネガティブリストにあって自由貿易試験区のネガティブリストにないもの>

- ・石油、天然ガス(コールドベッドメタンを含み、オイルシェール、オイルサンド、シェールガスなどは除く)の探査、開発は合弁・合作に限る。(上記全国版リストの2.(3)5.)
- ・放射性鉍産物の精錬・加工、核燃料の生産への投資を禁止する。(全国版リストの3.(6)10.)
- ・公演仲介機関は中国側がマジョリティをとる。(全国版リストの14.(34)47.)

<全国版ネガティブリストよりも条件が緩和されているもの>

- ・小麦、トウモロコシの新品種の選別育成及び種子の生産での中国側持分比率は34%を下回らない。(上記の全国版リスト1.(1)1.では「中国側がマジョリティをとる」)

ただし、自由貿易試験区では、サービス分野について以下のような特別な開放措置が試行されていることに、注意を要する(以下は一部の例)。

- ・通信業の付加価値通信サービスについて、投資制限、外資比率制限が緩和されている。
注:①対象の通信サービスは、オンラインストア、データ保存・転送、コールセンター、国内マルチパーティ通信、インターネット接続サービス(以上は外資比率50%超を許可)、国内インターネットVPN(外資比率50%まで許可)、オンラインデータ処理・トランザクション処理(外資比率55%まで許可)など。
②従来は上海自由貿易試験区のみで許可されていたが、今回の改訂で全ての自由貿易試験区に拡大されることになった。
- ・中外合弁旅行社の海外旅行業務(台湾地区への旅行業務を除く)が許可されている。
- ・家庭用ゲーム機、大型ゲームマシン設備の生産・販売への投資と文化部門の内容審査を通過したゲーム機の国内販売が許可されている。(上海自由貿易試験区のみ)
- ・外商独資医療機関の設立が許可されている(上海自由貿易試験区のみ)。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2018年8月4日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>